

義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、1952年に現行法が制定されて以来、我が国の教育の機会均等とその水準の向上に貢献してきた。しかし、1984年以来、教材費を初めとして負担内容の適用除外が進み、2006年には国の負担割合が従来の2分の1から3分の1へと縮小された。同時に地方交付税も削減され、自治体の財政状況によっては十分な教育予算が確保できず、学校施設などの教育条件整備に地域間格差が生じている。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多い。一人一人の子供に、より丁寧な対応を行うためには、少人数学級の実現が必要不可欠である。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数のあり方に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人から30人までを挙げており、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかである。

子供たちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。とりわけ、義務教育費国庫負担制度は義務教育の根幹にかかわる制度であり、憲法に保障された「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ためのセーフティネットとも言うべきものである。地方の財政事情が悪化してきている中、子供たちにとって最善の教育環境を実現していくためには、国が最低保障として財政的に下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠である。

よって、国会及び政府においては、子供たちの教育の機会均等とその水準の維持向上を図るために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月17日

大 分 市 議 会